

消防参第216号
消防消第191号
平成26年10月1日

各都道府県消防防災主管部長 殿

消防庁 消防・救急課長
国民保護・防災部参事官

外国への消防車両の寄贈について

国内で更新対象となった消防車両の一部は、アジア、アフリカ、中南米等の開発途上国へ無償で寄贈されており、これらの国々における消防力の向上に寄与するだけでなく、我が国からの目に見える国際協力として非常に有効な取り組みであり、寄贈を受けた国々から高い評価を受けているものであるため、消防分野における国際協力推進のため今後の一層のご協力をお願いいたします。

なお、地方公共団体や公益法人等が行う国際協力事業として外国へ消防車両の寄贈を行う場合は、「消防車両等の適切な管理及び処分について（平成16年8月24日付け消防消第169号各都道府県消防主管部長宛消防庁消防課長通知）」（別紙参照）中、2について、抹消登録及び無線機の撤去のみを行うことで足りることを申し添えます。

各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対してもこの旨周知下さいますようお願いいたします。

連絡先

国民保護・防災部参事官付

国際協力官 永作、国際協力係長 原口
消防・救急課（消防課長通知部分について）
課長補佐 坂本、警防係長 西羅

(写)

消防消第169号

平成16年8月24日

各都道府県消防主管部長 殿

消防庁消防課長

消防車両等の適切な管理及び処分について

標記については、消防車両等の盗難及び悪用を防ぐため、平成13年11月に全国消防長会と協力し、消防車両等の盗難防止対策及び不用後の処分方法について、各消防本部に周知徹底を図ったところです。

しかしながら、本年6月、長崎県内において、実在する消防機関の名称及び政治団体の名称を車体に表示した救急自動車と思われる車両が走行していることが判明しました。

調査の結果、該当車両は、同県内に本部が存する政治団体の街頭宣伝車として車両登録がなされており、表示された名称の消防機関では、救急自動車として運用していた車両が老朽したことから、昨年12月に消防本部名を消去せず、中古車両業者へ譲渡したものであることが判明しました。

政府においては、平成13年10月に設置された「緊急テロ対策本部」において、緊急措置の一つとして「国民の安全を確保するため、国内重要施設等の警戒警備を強化する」旨を決定したところですが、今回の事案については、警察庁より、緊急自動車を模した車両がテロ対策のための警戒警備を突破する事案に繋がることのないよう、先般、消防庁に対し再発防止の徹底の申し入れがあったことから、消防庁としては類似の事案が発生することのないよう、再度徹底を図る必要があると考えております。

つきましては、各都道府県にあつては、このような事態が国民の安全の確保に支障を来すおそれがあることを十分に認識のうえ、貴管内市町村の消防本部及び消防団に対し、下記の消防車両等の盗難防止対策及び不用後の車両の処分方法について、周知徹底されますようお願い申し上げます。

記

1 盗難防止

- (1) 運転者が車両を離れる場合は、全ての窓及びドアの施錠を行うこと。
- (2) 消防署所等に車両を駐車する場合は、メインキーの保管場所についても施錠を行うこと。

2 不用車両の処分

- (1) 解体等を目的とした抹消登録の手続きを行うこと。
- (2) 消防本部等において、車体の名称表示を確実に消去するとともに、赤色灯、サイレン及び無線機の撤去を行うこと。